

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要

5.1.1 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する整備

1) 優先順位の考え方

前章の洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標の達成に向け、洪水、高潮対策の優先順位の考え方は、事業の進捗状況、事業効果の早期発現、上下流の治水バランス、過去の被災状況等を踏まえ次のとおりとします。

(1) ダム・放水路の早期完成及び最下流部の中海湖岸堤防及び境水道の整備

① 尾原ダム・志津見ダム及び斐伊川放水路の早期完成

水系全体の安全度を向上させるダム及び放水路を早期に完成させます。

② 中海湖岸堤防及び境水道の整備

平成 14 年、15 年、16 年と近年高潮被害が頻発している中海において、既往最高水位（平成 15 年 9 月）に対し、浸水被害の発生を防止するよう湖岸堤防の整備を実施します。

近年の高潮等により家屋浸水被害が発生した箇所（Ⅰ）から整備を実施し、その後、既往最高水位による家屋浸水が懸念される箇所（Ⅱ①）、家屋はないが浸水被害が懸念される箇所（Ⅱ②）の順に整備を実施します。また、境水道についても、中海湖岸堤防の考え方に準じて整備を実施します。

(2) 人口・資産が集中する松江市街地を流れる大橋川の改修

水位低減効果が大きく、また、まちづくり計画等地域への影響が大きい上下流の狭窄部の拡幅・堤防の整備を実施します。拡幅部の工事には時間を要することから、並行して家屋浸水被害の発生を防止するための堤防の整備を実施します。堤防の整備にあたっては、全体の整備効果を早期に発現するため、計画高水位までの高さで整備します。

計画高水位まで土堤で築堤した後に、パラペット及び堤防嵩上げ等により計画堤防高まで整備します。

(3) 斐伊川本川の改修及び央道湖湖岸堤防の整備

ダム及び放水路完成後、昭和 47 年 7 月洪水が再び発生した場合に家屋浸水被害が発生するおそれのある箇所において、堤防整備または支川処理等を実施します。

(4) 堤防の浸透に対する安全性が著しく低い箇所での堤防の強化対策

堤防詳細点検により把握した優先箇所について、点検結果及び被災した場合の被害状況等を踏まえた優先順位を定め、堤防の強化対策を実施します。

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

表 5-1 整備順序の概略工程表

整備箇所	優先順位	主な整備内容	河川整備計画対象期間	
			短 期	中 期
ダム・放水路	(1)ー①	尾原ダム・志津見ダムの建設 斐伊川放水路及び神戸川の河川整備	完成	
斐伊川 本 川	(3)	堤防の整備 支川合流点処理		
	(4)	堤防強化対策		
穴道湖	(3)	湖岸堤防の整備		
大橋川	(2)	狭窄部の拡幅（堤防の整備含む）	設計協議・用地買収・補償工事等 下流部拡幅工事	上流部拡幅工事
		堤防の整備（計画高水位まで）		
		水門等の整備		
		堤防の整備（計画堤防高まで）		
中海・境水道	(1)ー②	湖岸堤防の整備	短期整備箇所 (Ⅰ)	短中期整備箇所 (Ⅱ①) 中期整備箇所 (Ⅱ②)

※堤防天端が道路として利用される場合には、段階的な堤防整備は実施せず、計画堤防高まで堤防の整備を実施する場合があります。

※放水路への分流の取扱いについては出雲市等と調整を行います。

2) 洪水、高潮対策に関する整備

(1) 斐伊川本川中流部～下流部

斐伊川本川では、堤防の高さや断面が不足している箇所において、堤防の整備を実施するとともに、斐伊川本川の背水により家屋の浸水被害が生じる支川について、支川管理者や地元自治体と協議の上、具体的な処理方法を調整し、支川処理を実施します。

また、堤防詳細点検により把握した堤防の浸透に対する安全性が著しく低い優先箇所について、堤防強化等の対策を実施します。

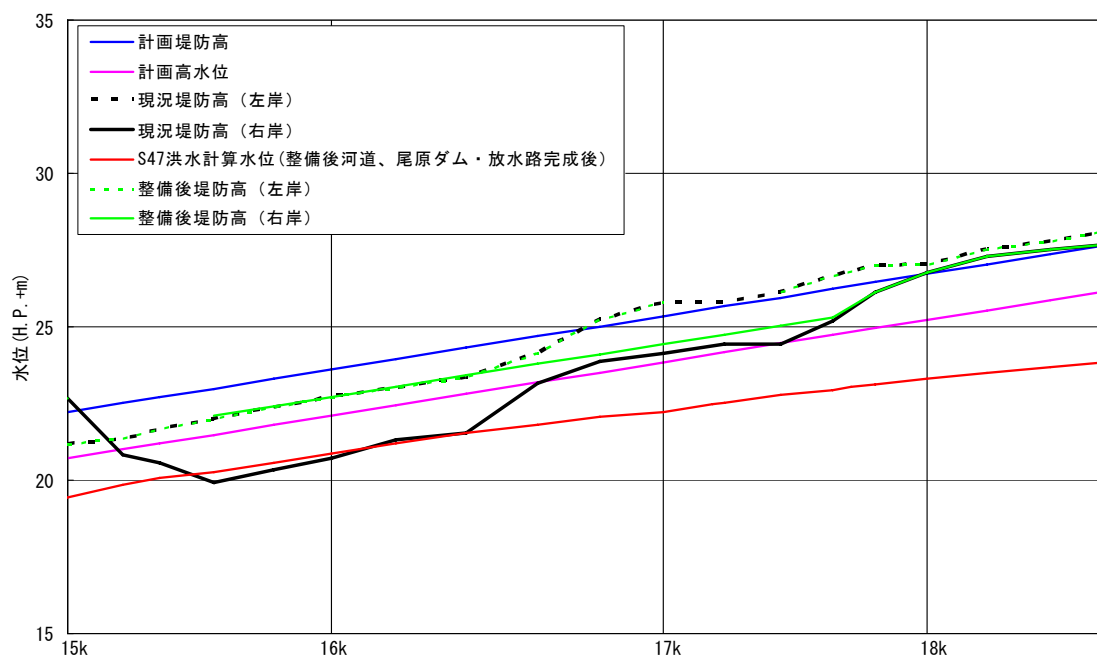


図 5-1 斐伊川本川整備箇所付近の堤防高（15k～18k 付近）

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

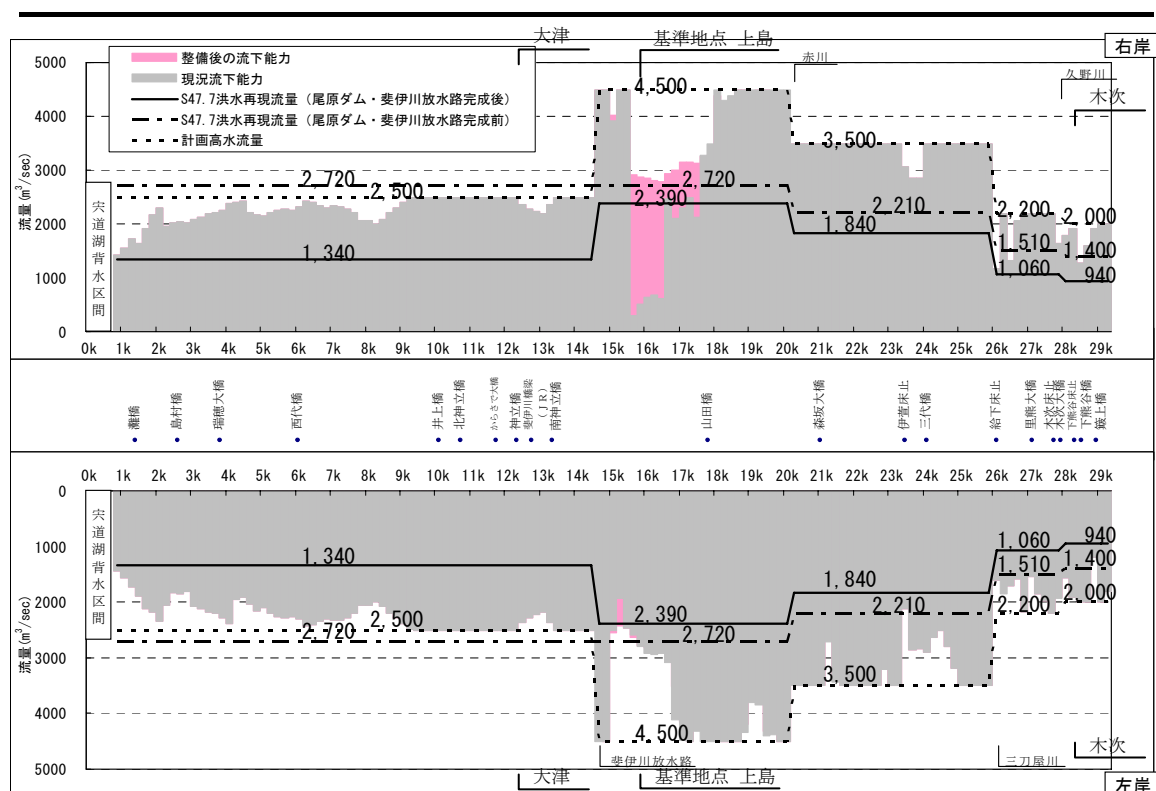


図 5-2 河川整備の実施により斐伊川本川が流すことのできる流量

【整備箇所】

① 堤防の整備

堤防の高さや断面の不足する、以下の区間で堤防を整備します。

表5-2 堤防の整備を実施する区間（斐伊川本川）

No.	県名	地先名	区間	延長	備考
①	島根県	出雲市船津町地先	左岸 15.1k～15.3k	200m	堤防の断面を確保
②		簸川郡斐川町出西地先	右岸 15.5k～17.7k	2,200m	堤防の断面と高さを確保

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～



図 5-3 堤防の整備を実施する箇所（斐伊川本川）

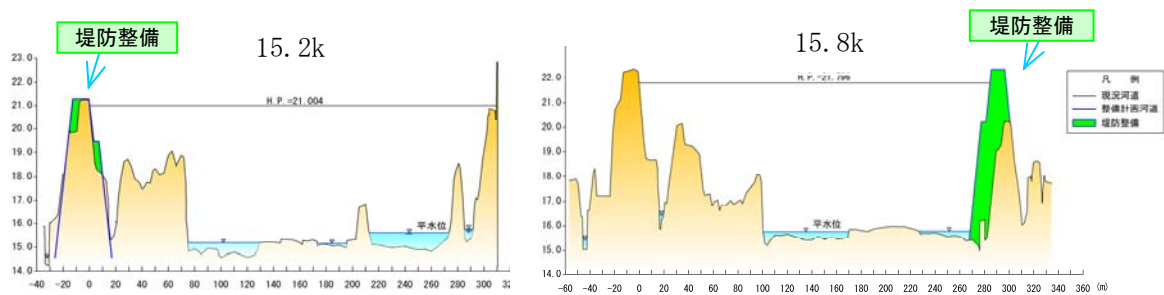


図 5-4 堤防整備イメージ（斐伊川本川）

※ 詳細な施工延長及び堤防等の形状については、現地状況、被害状況、地域住民等の意見も踏まえ精査します。

【自然環境等への配慮事項】

斐伊川本川の堤防整備にあたっては、現状の動植物の生息・生育・繁殖環境及び良好な河川空間等に配慮します。

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

② 支川合流点処理

伊保川合流点及び新田川合流点において、関係機関と協議の上、支川処理を実施します。
具体的な支川処理の方法については支川管理者及び地元自治体と協議の上決定します。



図 5-5 支川合流点処理を実施する箇所

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

③ 堤防の強化対策

斐伊川本川において、堤防詳細点検により把握した下記の優先箇所について、必要な対策工法を検討し、今後、堤防の強化対策を実施します。

表 5-3 堤防強化を実施する区間（斐伊川本川）

No	県名	地先名	区間	延長
①	島根県	出雲市武志町地先	左岸 10.3k～10.6k	250m
②		出雲市大津町地先	左岸 12.3k～12.6k	250m
③		出雲市上島町地先	左岸 18.8k～20.2k	1,400m
④		雲南市木次町下熊谷地先	左岸 27.5k～28.2k	700m
⑤		簸川郡斐川町原鹿地先	右岸 6.3k～7.1k	800m
⑥		簸川郡斐川町今在家地先	右岸 8.0k～8.7k	630m
⑦		簸川郡斐川町鳥井地先	右岸 9.9k～10.3k	350m
⑧		簸川郡斐川町名島地先	右岸 11.0k～11.3k	300m
⑨		簸川郡斐川町併川地先	右岸 11.7k～12.4k	650m
⑩		簸川郡斐川町出西地先	右岸 14.0k～14.6k	510m
⑪		簸川郡斐川町出西地先	右岸 15.0k～15.2k	160m
⑫		簸川郡斐川町阿宮地先	右岸 16.6k～19.5k	2,900m
⑬		簸川郡斐川町阿宮地先	右岸 20.5k～21.3k	800m



図 5-6 堤防の強化対策を実施する箇所

※対策箇所及び施工延長は今後の調査により変わる場合があります。

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

(2) 斐伊川放水路及び神戸川

斐伊川放水路及び神戸川については、平成 20 年代前半の完成を目指して、分流堰の建設、河道掘削、堤防整備等を実施します。

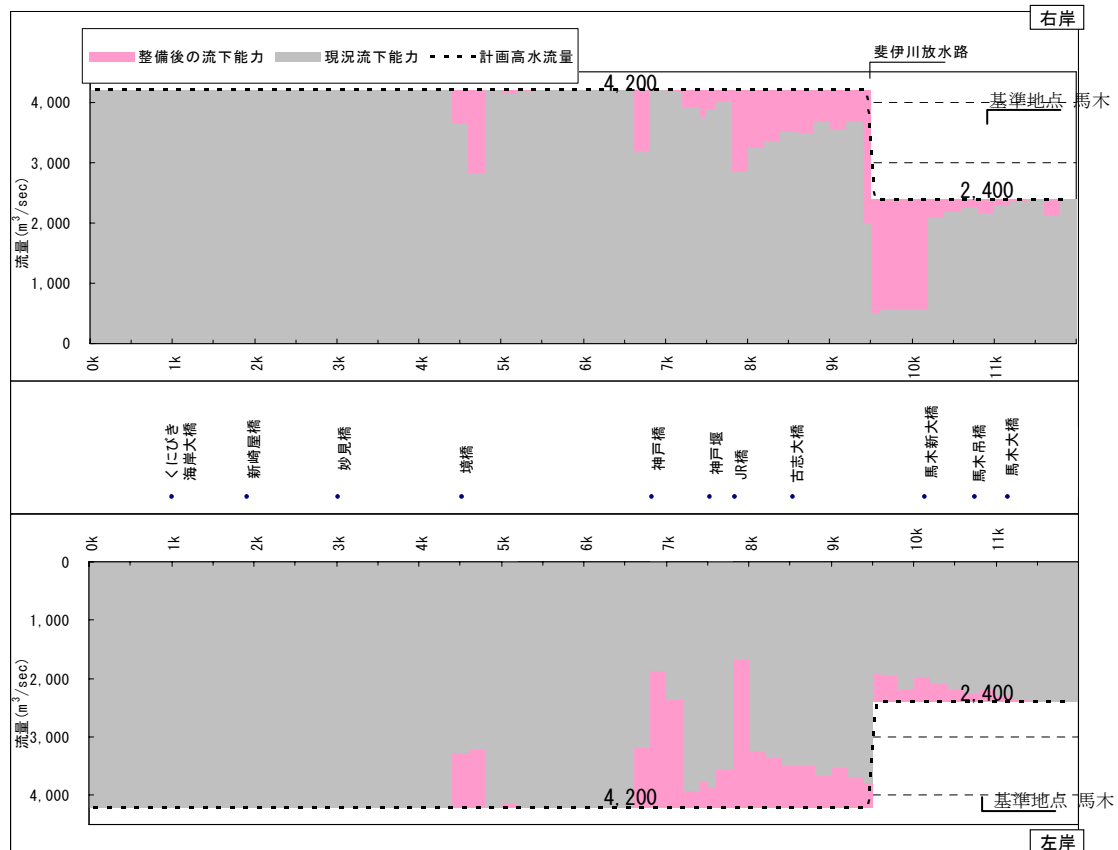


図 5-7 河川整備の実施により神戸川が流すことのできる流量

【主な整備箇所】

表 5-4 斐伊川放水路事業整備箇所

河川名	県名	地先名	区間	延長	実施内容
神戸川	島根県	出雲市 ^{おおじま} 大島町地先他	左右岸 4.2k～ 4.6k	400m	堤防整備
		出雲市 ^{たかまつ} 高松町地先他	右岸 6.8k～ 6.9k	100m	堤防整備
		出雲市 ^{かみえん や} 上塩冶町地先他	右岸 9.2k～10.4k	1,200m	堤防整備、 防災ステーションの整備
新宮川 ^{しんぐう}		出雲市 ^{こし} 古志町地先	左右岸 0.6k～ 0.9k	300m	堤防整備、橋梁架替、 排水門・取水門整備
穂原川 ^{ひえばら}		出雲市 ^{あさやま} 朝山町地先	右岸 0.7k～ 0.9k	200m	堤防整備
斐伊川 放水路		出雲市上塩冶町地先他	左右岸 9.2k～12.7k	3,500m	河道掘削、河床保護
		出雲市上塩冶町地先	左右岸 9.2k～10.2k	1,000m	堤防整備
		出雲市 ^{おおつ} 大津町地先	分流地点		分流堰建設、堤防整備、 排水門・取水門整備

※ 上記以外の箇所においても、河道の整備（河川敷、低水路）、管理設備の整備等を行います。

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

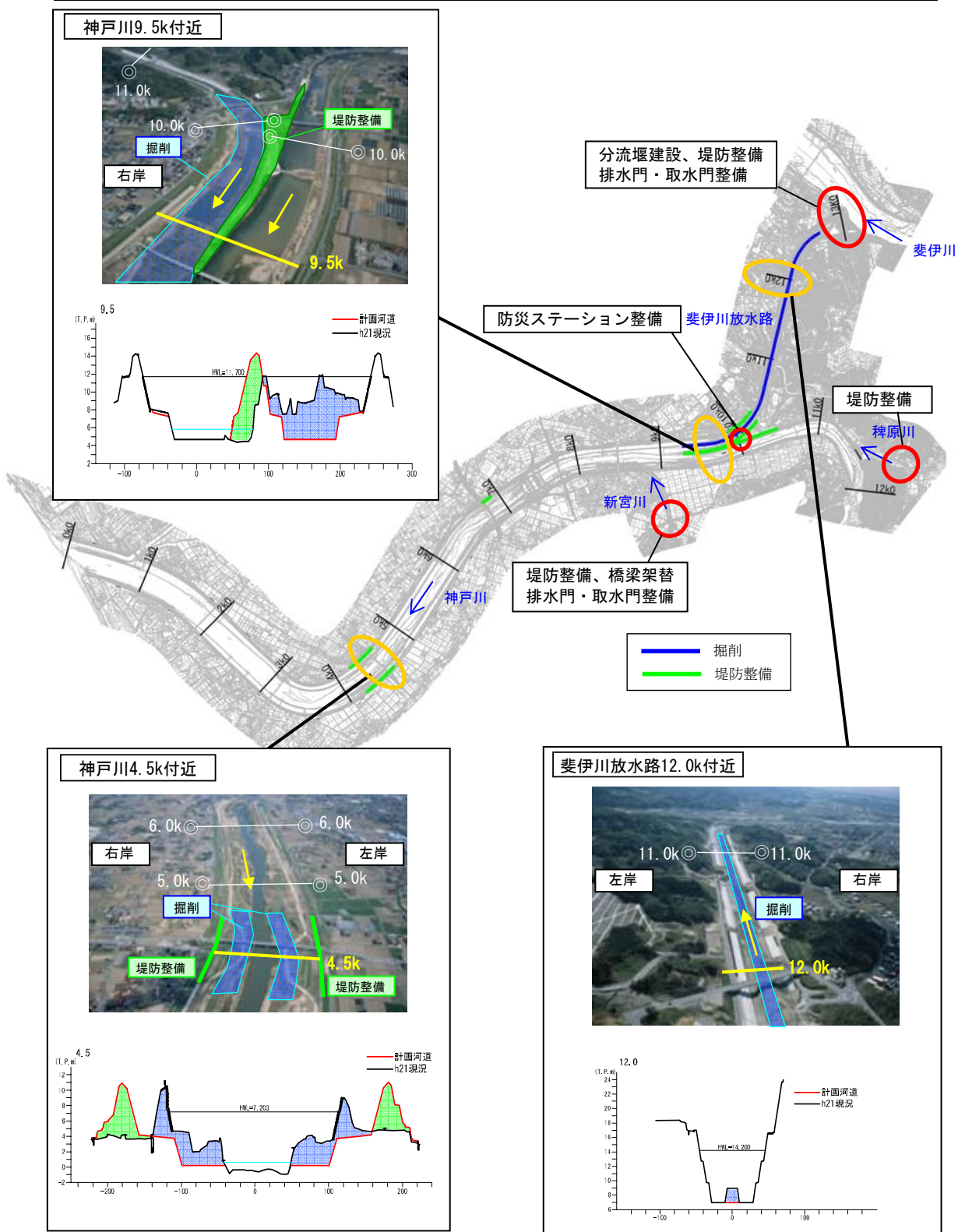


図 5-8 神戸川及び斐伊川放水路の主な整備箇所

※ 詳細な施工延長及び堤防等の形状については、現地の状況、被害の状況、地域住民等の意見も踏まえ精査します。

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

【自然環境等への配慮事項】

神戸川の河川整備にあたっては、アユの産卵場となる早瀬や水際植生等の生物の生息・生育・繁殖環境に配慮を行います。

また、斐伊川本川からの分流に伴う流入土砂や河道の拡幅による神戸川の環境等への影響を把握するため、継続的なモニタリングにより土砂量や粒度分布の把握に努めます。

(3) 洪水調節施設の整備

① 尾原ダムの建設

尾原ダムについては、平成 22 年度の完成を目指して、ダム本体工事、放流設備工事、管理設備工事、付替道路整備、護岸整備等を実施します。

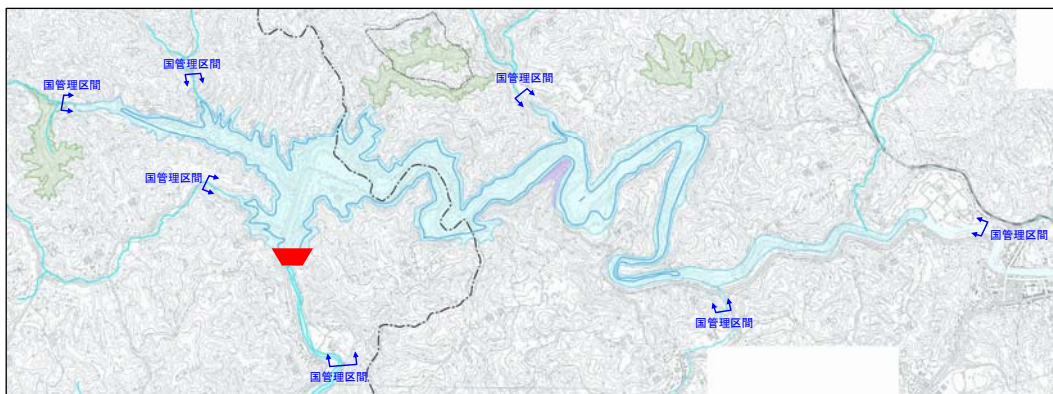


図 5-9 尾原ダム貯水池平面図

表 5-5 尾原ダム諸元

ダム	
河川名	斐伊川水系斐伊川
位置	右岸：島根県雲南市木次町平地先 左岸：島根県雲南市木次町北原地先
形式	重力式コンクリートダム
堤高（高さ）	90.0m
堤頂長（長さ）	443m
堤体積（体積）	661,000m ³
貯水池	
集水面積	289.0km ²
湛水面積	2.3km ²
洪水貯留準備水位	EL 195.5m
平常時最高貯水位	EL 205.0m
洪水時最高水位	EL 216.5m
最低水位	EL 174.0m
総貯水容量	60,800,000m ³
有効貯水容量	54,200,000m ³

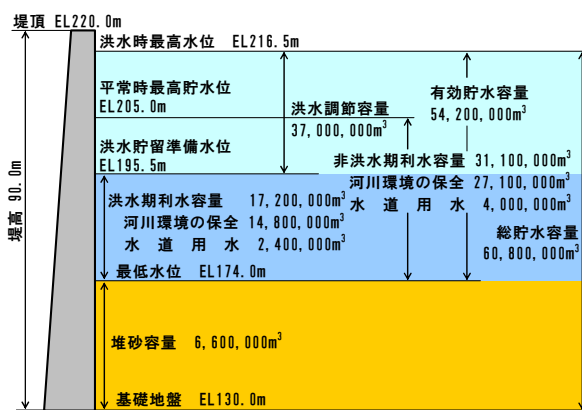


図 5-10 尾原ダム貯水池容量配分図

【自然環境等への配慮事項】

尾原ダムの建設により水没するヤシャゼンマイ等の移植については、専門家の指導・助言のもとに保全措置を実施しています。また、環境保全措置等に関するモニタリングについては、専門家の指導・助言を得ながら、必要に応じて対策を検討・実施します。

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

② 志津見ダムの建設

志津見ダムについては、平成 22 年度の完成を目指して、管理設備工事、付替道路整備等を実施します。

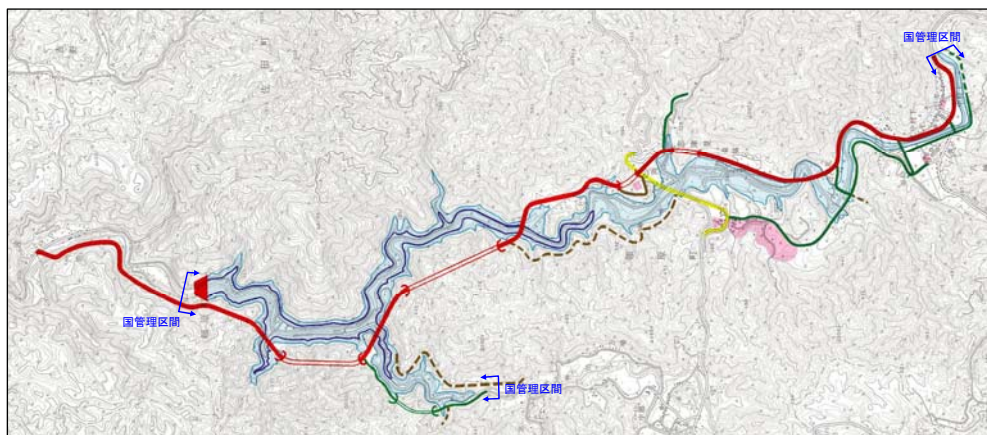


図 5-11 志津見ダム貯水池平面図

表 5-6 志津見ダム諸元表

ダム	
河川名	斐伊川水系神戸川
位置	島根県飯石郡飯南町角井地先
形式	重力式コンクリートダム
堤高（高さ）	85.5m
堤頂長（長さ）	約 266m
堤体積（体積）	約 416,000m ³
貯水池	
集水面積	213.8km ²
湛水面積	2.3km ²
平常時最高貯水位	EL245.7m
洪水時最高水位	EL276.2m
最低水位	EL232.3m
総貯水容量	50,600,000m ³
有効貯水容量	46,600,000m ³

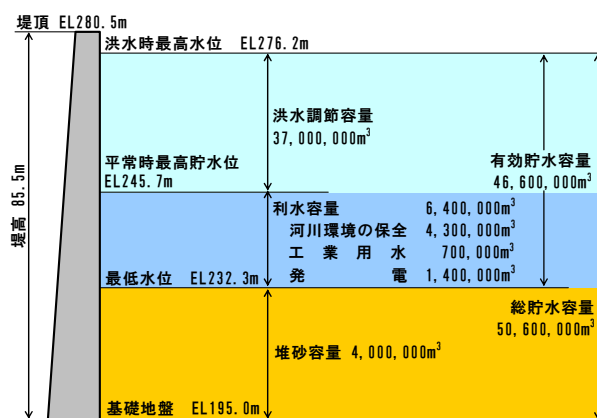


図 5-12 志津見ダム貯水池容量配分図

【自然環境等への配慮事項】

志津見ダムの建設により生息環境が消滅するバイカモ等の移植については、専門家の指導・助言のもとに保全措置を実施しています。また、環境保全措置等に関するモニタリングについては、専門家の指導・助言を得ながら、必要に応じて対策を検討・実施します。

(4) 大橋川の河川整備

大橋川では、宍道湖を含め全川にわたって水位低減効果が期待できる狭窄部の拡幅、洪水から背後地の家屋を守る堤防・水門等の整備を実施します。堤防や護岸の形状については、大橋川の現況景観を継承することを基本とし、既設堤防・護岸と同様の形状を基本とします。

朝酌^{あさくみ}川等の支川処理を要する区間の河川整備については、支川管理者と調整を図り実施します。

また、外水による被害軽減とあわせ内水による被害軽減を図るため、雨量・水位情報等の提供等の支援を行い、地元自治体と連携して内水被害の軽減に努めるとともに、松江市街地で実施される内水対策事業と施工時期等の調整を図り河川整備を実施します。

整備順序の考え方は、次のとおりとします。

① 狭窄部の拡幅を最優先

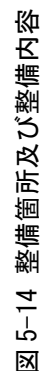
- ・ 宍道湖を含め全川にわたって水位低減効果が期待できる狭窄部の拡幅（下流→上流の順）を実施します。
- ・ 松江大橋、新大橋の取り扱いについては、関連事業として施設管理者等と調整を図ります。

② 堤防の整備

- ・ 堤防の整備は段階施工とし、計画高水位まで土堤による堤防高確保を先行して実施し、その後、計画堤防高まで堤防の整備を実施します。
- ・ 計画高水位までの堤防の整備にあたっては、水害リスクの高い箇所（H18 洪水浸水実績箇所）等を優先的に実施します。

図5-13 昭和47年7月洪水が再び発生した場合の大橋川の整備前後の水位縦断面図

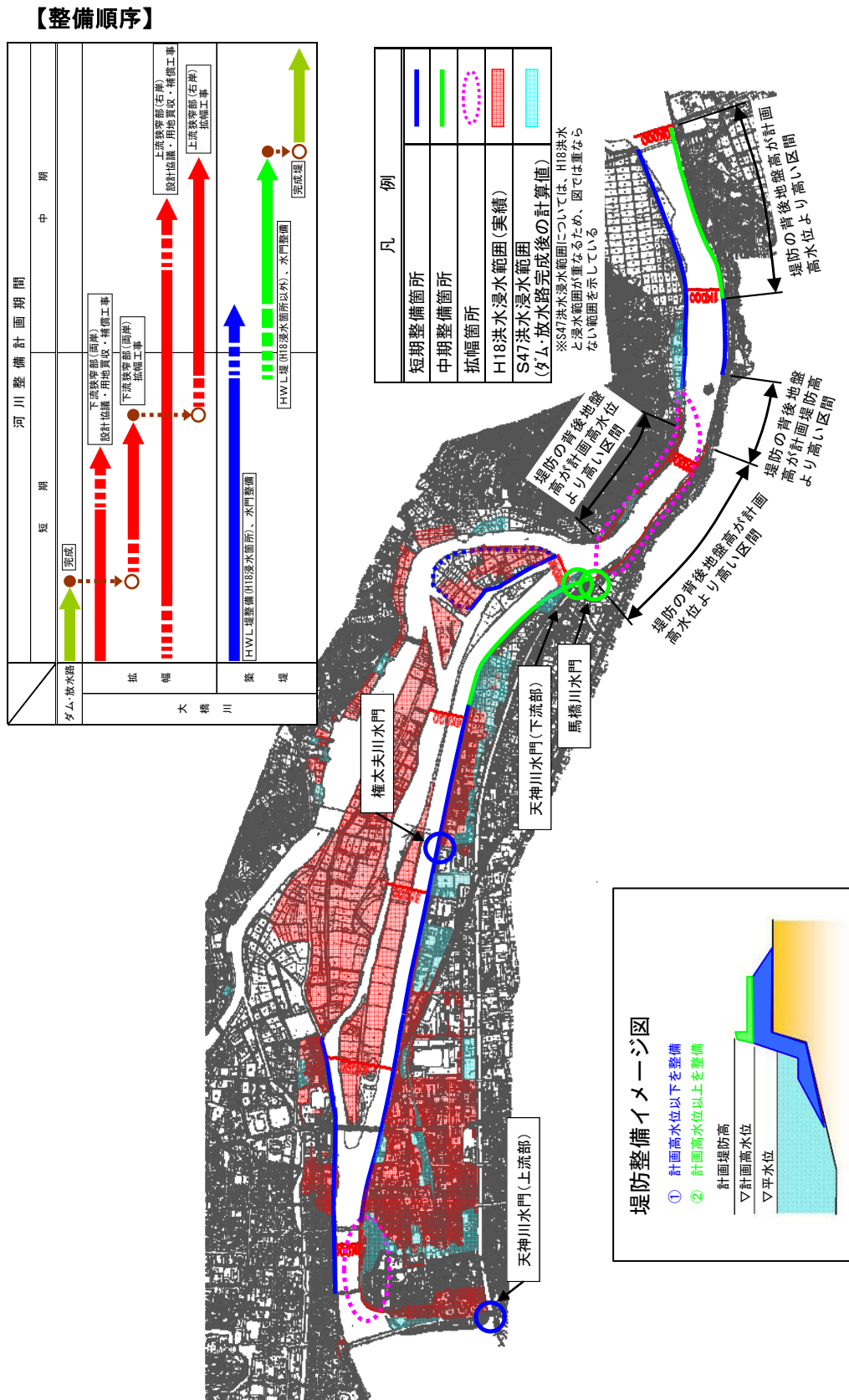
【整備箇所】



※ 詳細な施工延長及び堤防等の形状については、現地状況、被害状況、地域住民等の意見も踏まえ精査します。

※上流拡幅部の形状は橋梁の取り扱いや、洪水時の流況(渦・剥離の状況)を調査・検討した上で、その取り扱いを決定します。

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～



※堤防の上面が道路として利用される場合には、段階的に堤防の整備を実施せず、計画堤防高まで堤防の整備を実施する場合があります。
※支川の処理については、支川管理者と別途調整します。

図 5-15 整備順序及び整備イメージ

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

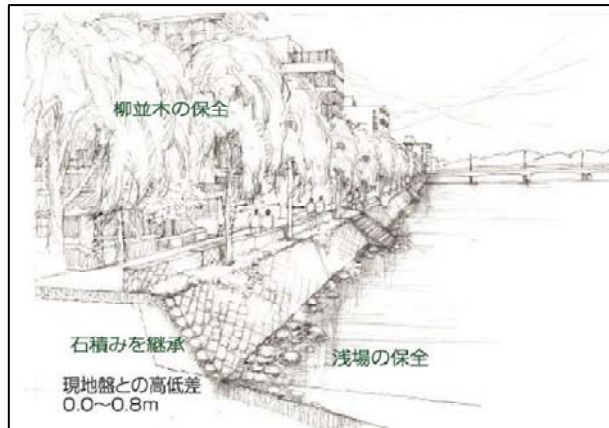
【堤防形状等への配慮事項】

大橋川における堤防の整備については、大橋川の現況景観を継承し、既設堤防・護岸と同様の形状を基本とすることとします。

堤防の整備にあたっての主な留意点とイメージパースを以下に示します。

＜上流部北岸＞

現在の柳並木の風情を保全することを基本に、水辺との近さのとりえ方について、十分に議論を重ねながら計画します。



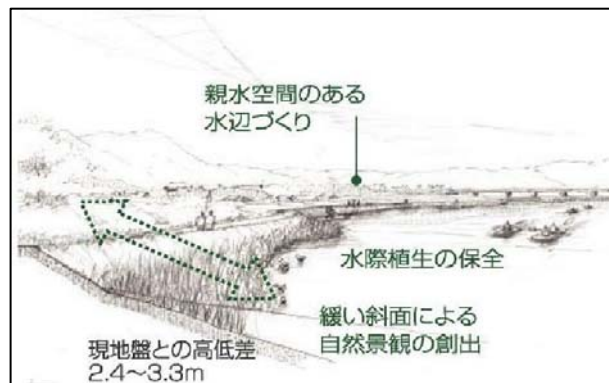
＜上流部南岸＞

河岸の緑地と道路の再配置が必要な地区です。水辺の緑地の利活用や遊歩道の整備、河岸道路への歩道整備等を検討します。



＜中下流部北岸：全体＞

豊かな自然環境が現存する地区では、環境への影響を十分に配慮した川づくりを進めます。

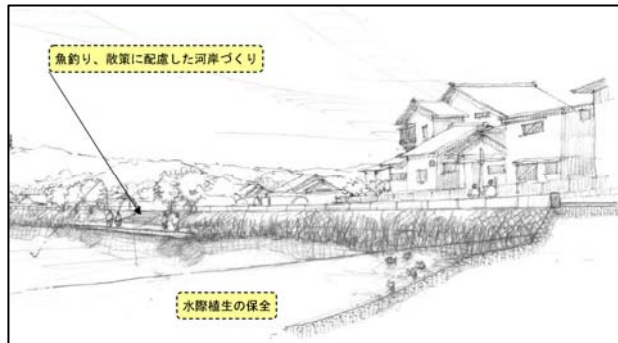


5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

＜中流部南岸＞

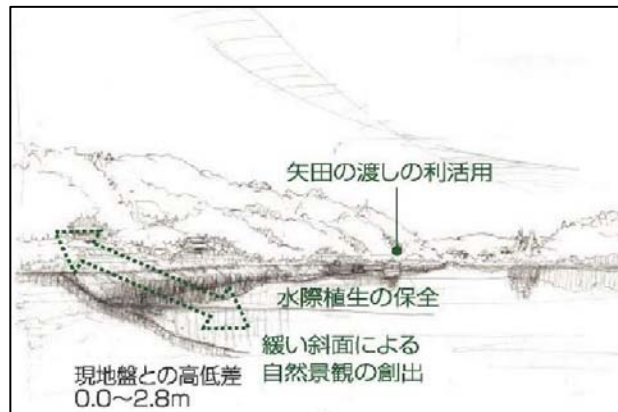
堤防や生活道路の整備、水辺の緑地と一体となった河岸整備と利活用について検討します。

魚釣りや散策ができ、ボートやカヌーの利用しやすい環境整備を進めます。



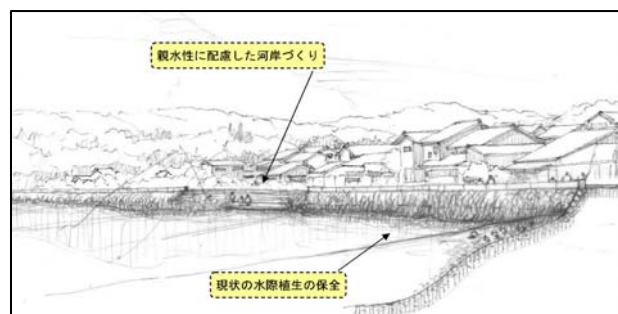
＜下流部北岸＞

現在の景観や歴史に配慮したまちづくりを進めます。



＜下流部南岸＞

水辺と一体となった河岸整備や水辺の利活用を図ります。



※ 護岸形状及び材質は、今後の治水、まちづくりの検討状況により変更される可能性があります。

【自然環境への配慮事項】

宍道湖、大橋川、中海は自然が豊かでヤマトシジミ等が生息する重要な汽水環境を形成しています。このため、本計画では自然環境に配慮し、大橋川の河道の掘削（浚渫）を最小限としています。

また、保全の対象となる重要な種は、専門家の指導・助言を得ながら、新たな生息・生育・繁殖環境の創出や移植等の保全措置を行います。

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

- コアマモ：拡幅や堤防の整備により消失する箇所については、護岸構造を工夫し新たな生育環境を創出し、生育面積を確保します。
- オオクグ：堤防の整備により消失する箇所については、中海側の移植候補地への移植による保全措置を行います。
- ヨシ：拡幅や築堤により消失する箇所については、移植等により、生育面積を確保します。
- ヒトハリザトウムシ、ウデワユミアシサシガメ、ヨシダカワザンショウガイ、ムシヤドリカワザンショウガイ：ヨシ群落の移植により、生息域の保全を図ります。

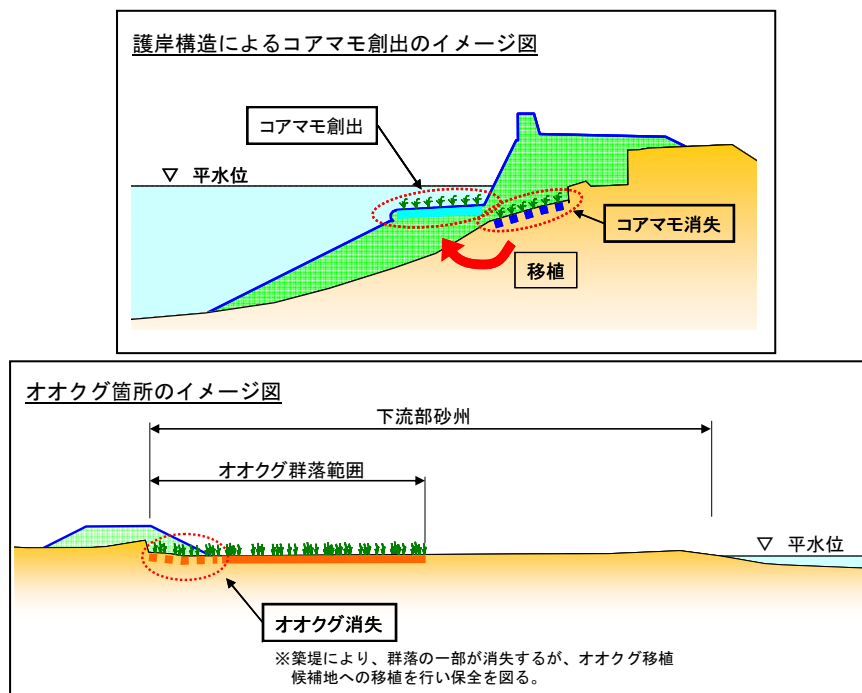


図 5-16 保全イメージ図（横断図）

【モニタリングの実施】

大橋川改修事業が水環境や動植物及び生態系に与える影響の程度、環境保全措置の実施内容の実現の程度については、モニタリング等によって確認しながら事業を進めることとし、環境影響の程度が著しいことが予測される場合も含めて明らかになった場合は、新たな環境保全措置を含めた対策の検討を行い、適切な対応を図ります。

なお、モニタリングは、計画策定の段階から関係自治体、専門家等で構成された協議会等を組織し、意見、助言を得て作成した計画に基づき実施します。

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

(5) 宍道湖の河川整備

宍道湖においては、湖岸堤高が H.P.+3.30m※) 未満かつ背後地盤高が計画高水位 (H.P.+2.50m) 未満で、背後地に家屋等がある箇所において、湖岸堤防の整備を実施します。また、雨量・水位情報等の提供等の支援を行い、地元自治体と連携して内水被害軽減に努めることとします。

※) H.P.+3.30m

昭和 47 年 7 月洪水の再現計算水位 H.P.+2.36m に対し、松江水位観測所のはん濫注意水位 H.P.+1.20m 以上で観測された最大風速 10.5m/s (H18.7) により推計される最大の打上高

【整備箇所】

表 5-7 湖岸堤防の整備を実施する区間（宍道湖）

No	地先名	箇所名	延長
①	島根県松江市玉湯町地先	玉湯箇所	570m
②	島根県松江市玉湯町地先	林 箇所	230m
③	島根県松江市宍道町地先	来待箇所	840m
④	島根県松江市大野町地先	津ノ森箇所	230m
⑤	島根県松江市岡本町地先	秋鹿箇所	260m
⑥	島根県松江市西長江町地先	西長江箇所	300m
⑦	島根県松江市西浜佐陀町地先	寺津箇所	30m
⑧	島根県松江市西浜佐陀町地先	東口 箇所	220m

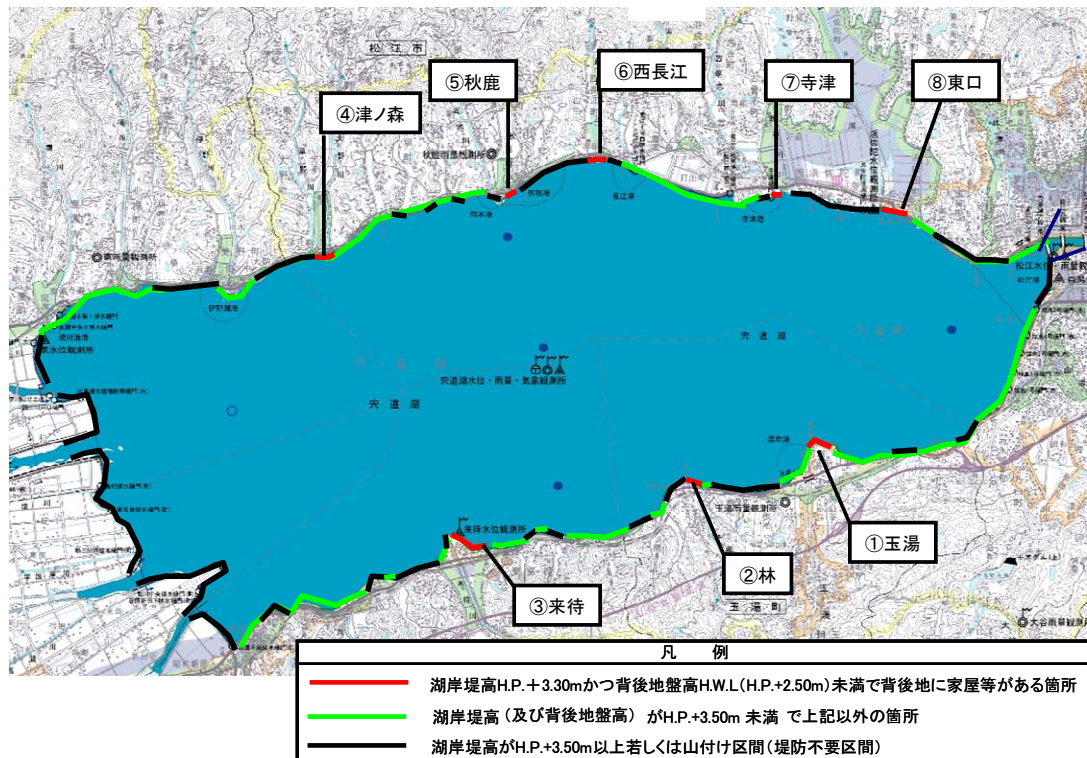


図 5-17 湖岸堤防の整備を実施する区間（宍道湖）

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

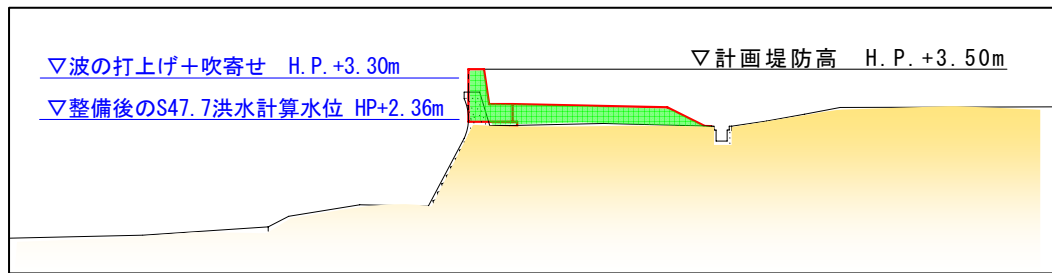


図 5-18 整備イメージ図（横断図）

※ 詳細な施工延長及び堤防形状については、背後地の土地利用状況、湖岸の植生等の生物環境、景観、被害の状況、地域住民等の意見も踏まえ精査します。

※ 支川の処理については、支川管理者と別途調整します。

【自然環境等への配慮事項】

宍道湖の湖岸堤防の整備により、湖岸植生へ影響がある場合は、整備による影響を最小化できるように努めます。また、動植物の生息・生育・繁殖環境の再生が可能な箇所については、湖岸堤防の整備と併せて、浅場の整備等を実施します。

また、宍道湖は良好な景観を有していることから、景観に配慮しながら整備を実施します。



図 5-19 自然環境への配慮の例

(6) 中海及び境水道の河川整備

中海においては、湖岸堤高及び背後地盤高がともに H. P. +2. 50m[※] 未満の箇所において、湖岸堤防の整備とそれに伴って必要となる排水門の整備を実施します。また、整備の優先順位については、現況の湖岸堤高、背後地盤高、背後地の状況及び過去の浸水被害状況により、表 5-8 のとおりとします。

境水道においては、既往最高水位（波浪を考慮）に対して堤防高が不足する福浦港^{ふくaura}の堤防整備を行います。

中海及び境水道においても、雨量・水位情報等の提供等の支援を行い、地元自治体と連携して内水被害軽減に努めます。また、境港市の外江地区や岬地区をはじめ、各自治体で実施が検討されている内水対策が明らかになった時点で調整を図り、必要な堤防等の整備を行います。

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

※) H. P. +2. 50m

既往最高水位（平成 15 年 9 月）H. P. +1. 08m に対し、中海のはん濫注意水位 H. P. +0. 9m 以上で
観測された最大風速 18. 3m/s （H16. 9）により推計される最大の打上高

表 5-8 中海湖岸堤防及び境水道の堤防整備における優先順位の考え方

優先度	基本的な考え方		整備延長
短期	I	湖岸堤高が H. P. +1. 44m 未満（かつ背後地盤高 H. P. +1. 44m 未満）であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い（H. P. +1. 44m 以下の地盤に 100 人以上居住）箇所 ※境水道においては、堤防高が計画高水位又は既往最高水位（波浪を考慮）未満（かつ背後地盤高が計画高水位未満）であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い（計画高水位以下の地盤に 100 人以上居住）箇所	4. 0km (0. 0km)
短中期	II ①	湖岸堤高が H. P. +2. 50m 未満（かつ背後地盤高が計画高水位+1. 30m 未満）であり、背後に家屋等がある箇所 ※境水道においては、堤防高が計画高水位又は既往最高水位（波浪を考慮）未満（かつ背後地盤高が計画高水位未満）であり、背後に家屋等がある箇所	10. 4km (0. 3km)
中期	II ②	湖岸堤高及び背後地盤高が H. P. +2. 50m 未満の箇所 ※境水道においては、堤防高及び背後地盤高が計画高水位又は既往最高水位（波浪を考慮）未満の箇所	15. 4km (0. 0km)
全体			29. 8km (0. 3km)

※（ ）は境水道の整備延長

【整備箇所】

表 5-9(1) 湖岸堤防及び堤防整備を実施する区間

区分	番号等	県名	箇所名	延長(m)	優先順位
中海 右岸	(1)	鳥取県	境港市西工業団地(貯木場北)	1, 200	II ①
	無堤 (貯木場)		境港市西工業団地(貯木場)	20	I
	(2)		境港市西工業団地(貯木場南)	400	II ①
	漁港 (境港市)※		わたり 渡 漁港	700	I
	(1)※		境港市佐斐神町(空港北)	800	II ②
	自衛隊基地 (防衛省)※		境港市佐斐神町(空港南)	500	I
			米子市葭津(空港南)	500	
	(3)		米子市葭津	100	II ①
	漁港 (米子市)※		米子市葭津(崎津漁港)	400	I
	無堤 (普通河川)		米子市旗ヶ崎	30	I
	(2)		米子市旗ヶ崎	500	II ②
	(3)※		米子市灘町(米子港 野積場)	800	II ②
	港湾 (鳥取県)※		米子市灘町(米子港 食品団地)	100	I
	(4)※		米子市灘町(米子港 防波堤)	600	II ①
	(5)		米子市内町(ポンプ場前)	40	II ①

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

表 5-9 (2) 湖岸堤防及び堤防整備を実施する区間

区分	番号等	県名	箇所名	延長 (m)	優先順位
中海 右岸	(6)	島根県	安来市 ^{なかうみ} 中海町	200	Ⅱ①
	(7)		安来市島田町(米子湾側)	400	Ⅱ①
	(4)		安来市島田町(中海側)	2,000	Ⅱ②
	(8)*		安来港	1,700	Ⅱ①
	(9)		安来市 ^{ひかしあかえ} 東赤江町	200	Ⅱ①
	(5)		安来市 ^{あわしま} 荒島町	100	Ⅱ②
	(10)		東出雲町 ^{しもいどう} 下意東(東側)	700	Ⅱ①
	(6)		東出雲町 ^{しもいどう} 下意東(西側)	500	Ⅱ②
	(11)		松江市 ^{あき} 富士見町(意宇川上流)	100	Ⅱ①
	(7)*		松江市 ^{あき} 富士見町(意宇川下流)	100	Ⅱ②
	(12)*		松江港	1,200	Ⅱ①
中海 左岸	(13)		松江市 ^{おおい} 大井町	1,100	Ⅱ①
	(8)		松江市 ^{おおみさき} 大海崎町(上流)	300	Ⅱ②
	(9)*		松江市大海崎町(舟溜り)	200	Ⅱ②
	(10)		松江市大海崎町(下流)	300	Ⅱ②
	国交省 (干拓関連)		松江市 ^{かみうべ} 上宇部尾町、 ^{しんじょう} 新庄町	1,900	Ⅱ①
	国交省 (干拓関連)		松江市 ^{のぼら} 野原町、 ^{ながみ} 長海町	1,500	I
	(11)		松江市 ^{たすみ} 手角町	1,000	Ⅱ②
	(12)		松江市 ^{みほのせき} 美保関町 ^{しもうべ} 下宇部尾(万原地区)	700	Ⅱ②
	(13)		松江市美保関町 ^{しもうべ} 下宇部尾(湾奥)	1,000	Ⅱ②
	(14)*		松江市美保関町 ^{しもうべ} 下宇部尾(上流)	200	Ⅱ②
	(15)		松江市美保関町 ^{しもうべ} 下宇部尾(下流)	200	Ⅱ②
江島	(16)*		松江市 ^{やつか} 八束町江島(工業団地)	700	Ⅱ②
	(17)*		松江市 ^{やつか} 八束町江島(工業団地)	500	Ⅱ②
	(18)		松江市 ^{やつか} 八束町江島(江島大橋北)	300	Ⅱ②
	(19)		松江市 ^{やつか} 八束町江島(三田川樋門付近)	600	Ⅱ②
	(20)*		松江市 ^{やつか} 八束町江島 (浄化センター東 舟溜り)	100	Ⅱ②
	(21)		松江市 ^{やつか} 八束町江島 (サンコーポラス付近)	20	Ⅱ②
	国交省		松江市 ^{やつか} 八束町江島 (老人集会所付近西側)	200	I
大根島	(22)*		馬渡漁港 ^{まわだし}	400	Ⅱ②
	(23)		松江市 ^{おそえ} 八束町遅江(下流)	1,600	Ⅱ②
	(14)*		遅江港	600	Ⅱ①
	(24)		松江市 ^{おそえ} 八束町遅江(上流)	1,100	Ⅱ②
	(25)*		松江市 ^{はにゅう} 八束町波入	700	Ⅱ②
	(26)*		松江市 ^{にゅうこう} 八束町入江(舟溜り)	400	Ⅱ②
	(27)		松江市 ^{にゅうこう} 八束町入江(西側)	300	Ⅱ②
境水道	(15)*		松江市美保関町福浦	300	Ⅱ①

※ 治水に必要な施設の整備にあたり、施設管理者と調整が必要な箇所

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

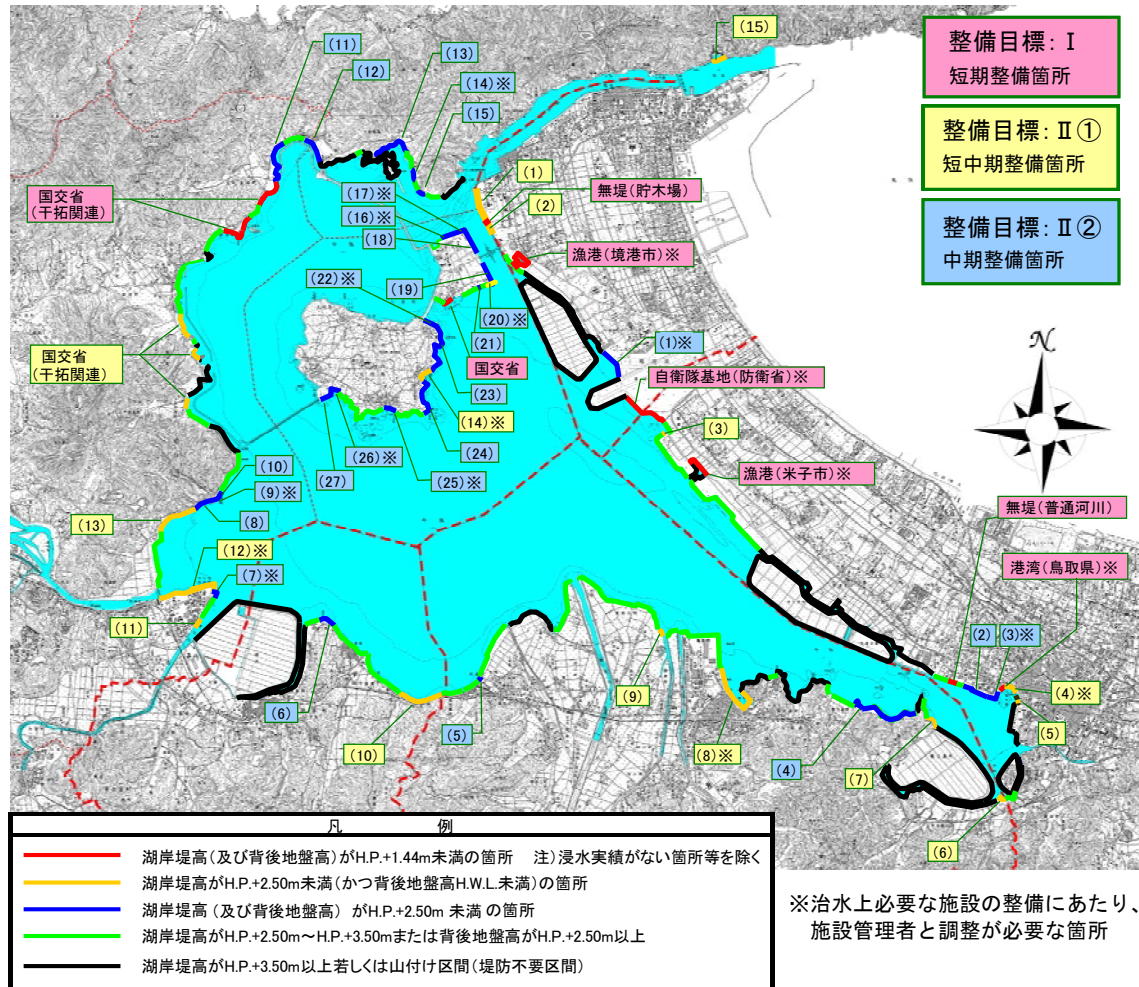


図 5-20 湖岸堤防の整備を実施する区間 (中海・境水道)

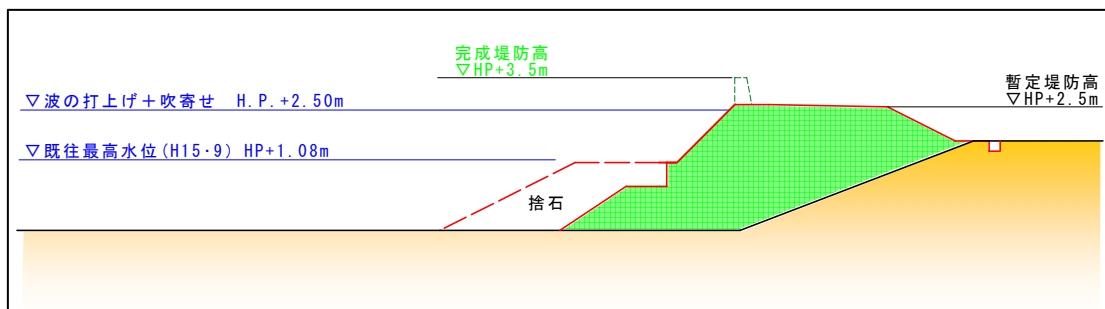


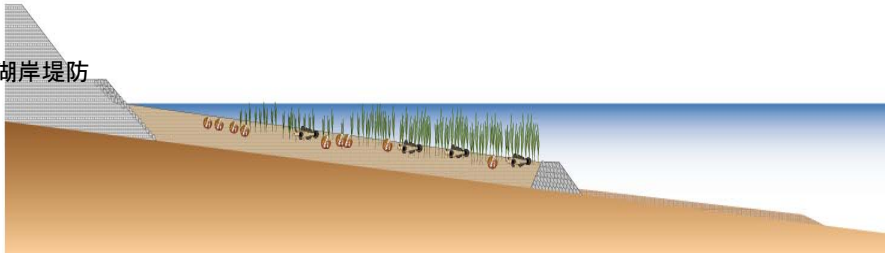
図 5-21 整備イメージ図 (横断図)

- ※ 詳細な施工延長及び堤防形状については、背後地の土地利用状況、湖岸の植生等の生物環境、景観、被害の状況、地域住民等の意見も踏まえ精査します。
- ※ 漁港施設・港湾施設については、施設管理者と協議の上、構造等を決定します。
- ※ 承水路等波の影響を受けない箇所については、計画堤防高を H.P.+2.1m とし、完成堤防で整備を行います。
- ※ 支川の処理については、支川管理者と別途調整します。

中海の湖岸堤防の整備により、湖岸植生へ影響がある場合は、整備による影響を最小化できるように努めます。また、動植物の生息・生育・繁殖環境の再生が可能な箇所については、湖岸堤防の整備と併せて、浅場の整備等を実施します。

※動植物の生息・生育・繁殖環境の再生が可能な箇所については、湖岸堤防の整備と併せて、浅場の整備を実施

※湖岸植生へ影響がある場合は、整備による影響を最小化



(7) 河川管理施設の耐震対策

地震時には、排水門等の河川管理施設の被災等が想定されることから、今後耐震点検により地震による河川管理施設の被災によって、浸水被害の発生が想定される箇所について、耐震対策工法を検討し必要な対策を実施します。

斐伊川水系で利用される農業用水、都市用水を安定的に供給するとともに、河川に生息・生育・繁殖する動物・植物の保護、景観、水質保全等を考慮した流水の正常な機能を維持するため必要な流量（斐伊川本川の上島地点において概ね 16m³/sec、神戸川の馬木地点において3月下旬～9月は概ね4.4m³/sec、10月～3月中旬は概ね3.1m³/sec）を確保するため、平成22年度末の完成を目指し、尾原ダム及び志津見ダムを建設します。

斐伊川本川では、取水施設の機能が維持できるよう、関係機関と連携を図るとともに、施設管理者に対し、河床の状況等のデータを提供する等、情報共有に努めます。

5.1.3 河川環境の整備と保全

河川環境のモニタリングとして日常からの河川巡視による監視や河川水辺の国勢調査、その他の環境調査により、情報把握に努めるとともに、必要に応じて動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・改善を図ります。

また、河川毎、区間毎の特性、地域のニーズ等を踏まえた良好な河川空間の保全に努めます。

宍道湖及び中海においては、水質汚濁機構、自然浄化機能、流域の物質循環機構の現象の解明に向けて、水質・底質・流動・生態系等のデータや、気象データ、流入負荷量・流入水量のデータを収集・分析・評価するとともに、湖で生起する貧酸素水塊や塩分成層等の諸現象の把握に取り組みます。また、人工湖岸化や浅場の減少等により失われたかつての良好な湖沼環境の再生を目指し、人工化された湖岸前面の沿岸部において、生物が生息・生育可能な環境を再生し、湖の自然浄化機能を回復させ、水質の改善に努めます。事業の実施にあたっては、整備効果をモニタリングし、専門家から意見・助言を得るとともに地域との情報交換を行いながら整備を進めます。

(1) 宍道湖

人工化された湖岸前面の沿岸部に浅場を整備し、波浪による巻き上げを防ぎ透明度の向上を図るとともに、生物の生息・生育・繁殖環境を再生し、湖の自然浄化機能の回復を図ります。

なお、浅場整備は、事業効果を鑑み、人工湖岸のうち地形条件から大規模な消波施設が不要である箇所を対象として実施します。

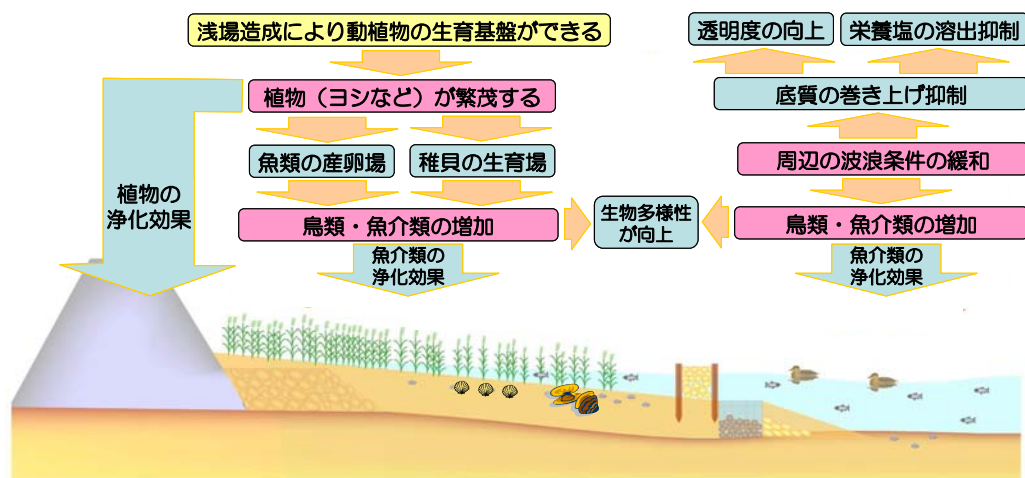


図 5-23 宍道湖における整備効果イメージ

【整備箇所】

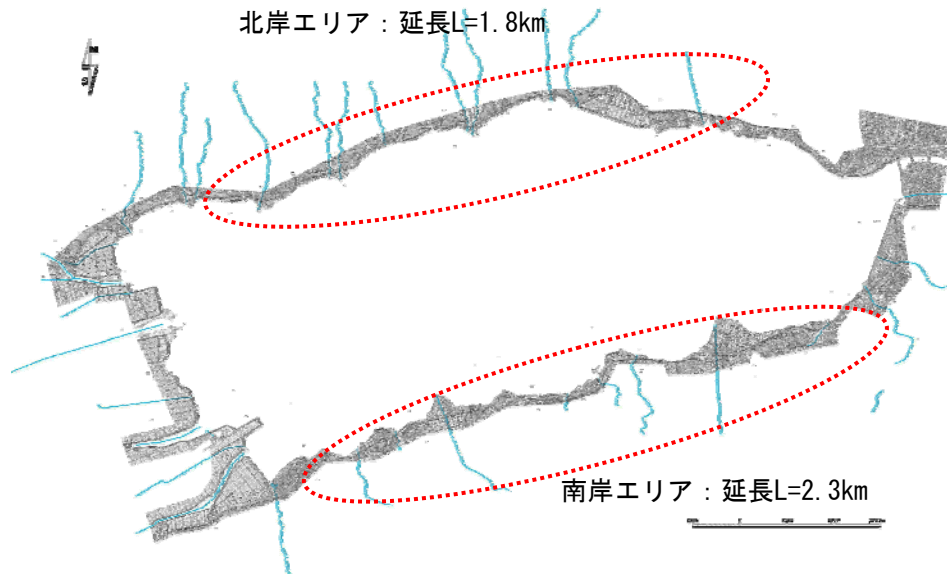


図5-24 央道湖における整備箇所

(2) 中海

人工化された湖岸前面の沿岸部において、浅場整備及び覆砂を実施し、波浪による巻き上げを防ぎ、透明度の向上を図るとともに、生物の生息・生育・繁殖環境を再生し、湖の自然浄化機能の回復を図ります。

なお、浅場整備及び覆砂は、事業効果を鑑み、人工湖岸のうち生物の生息・生育・繁殖環境の再生が期待できる水深4m以浅で、湖内水質及び底質が悪い箇所を対象とし、実施します。

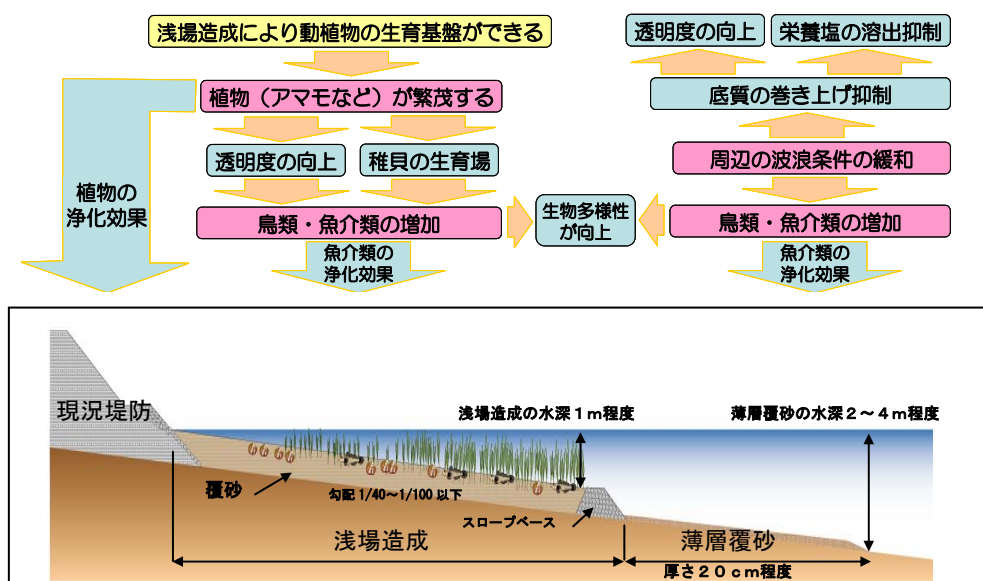


図5-25 中海における整備効果イメージ

5. 河川整備の実施に関する事項 ～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事による河川管理施設等の機能の概要～

【整備箇所】

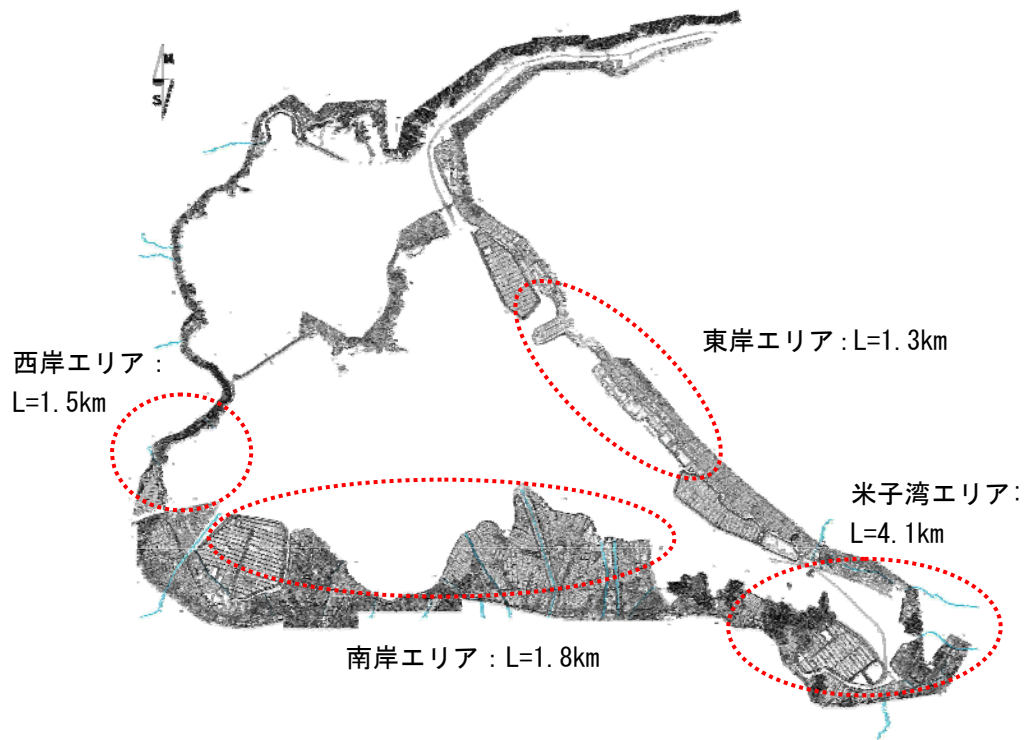


図5-26 中海における整備箇所

5.2 河川維持の目的、種類及び施行の場所

斐伊川水系における河川の維持管理にあたっては、土砂動態の影響が大きいこと、堤防の材質が砂質土主体であること、新たにダム・放水路が完成すること、特徴的な自然環境・汽水環境を有すること等、斐伊川水系の河川特性を十分に踏まえ、維持管理の目標や実施内容を設定した維持管理に関する計画（河川維持管理計画）を作成するとともに、河川の状態の変化の監視、評価、評価結果に基づく改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理体系」を構築し、効率的・効果的に実施します。

また、川は常に変化する自然公物であるため、洪水の前後だけでなく、日常から継続的に調査・点検を行い、その結果を「河川カルテ」として記録・保存し、河川管理の基礎データとして活用します。

さらに、河川維持管理計画に基づく年間の維持管理の具体的な実施内容を定める河川維持管理実施計画を作成し、維持管理を実施します。なお、毎年、維持管理の実施結果に応じて改善すべき点があれば次年度に反映させます。

このような維持管理を継続的に実施することによって、斐伊川水系が有している治水、利水、環境に関する多様な機能の維持に努めます。

なお、維持管理にあたっては、関係機関や地域住民等との連携を強化しながら、適正に実施します。

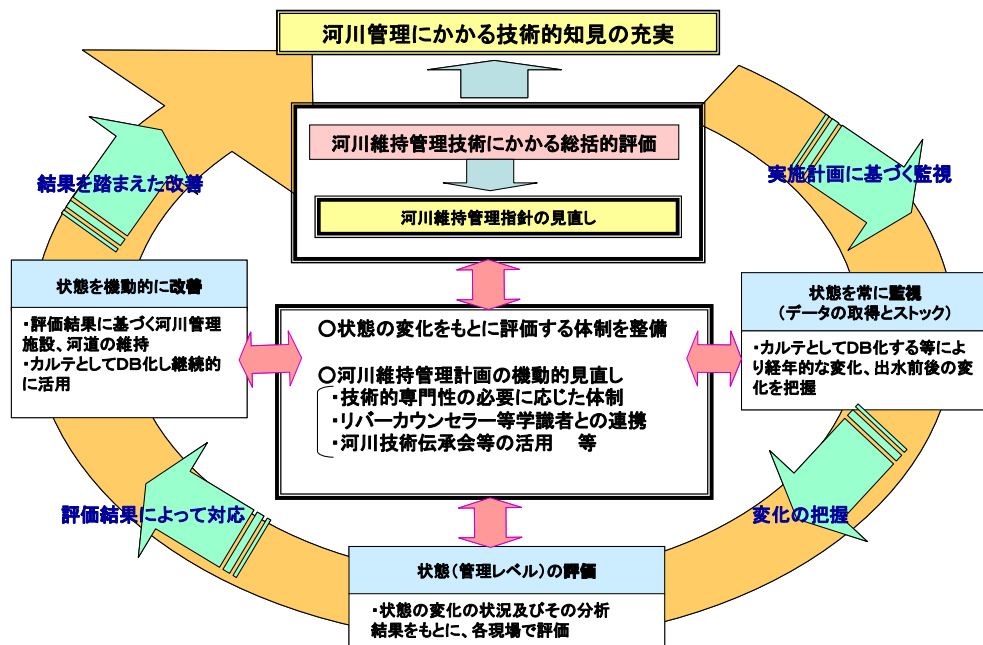


図5-27 サイクル型維持管理体系概念図

※「河川維持管理指針」とは、「河川維持管理計画」及び「河川維持管理実施計画」を作成するにあたり、その指針となる標準的な項目並びに河川特性に応じた維持管理の目標と実施内容を定めるための考え方を示したものです。

5.2.1 斐伊川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

斐伊川水系の河川・湖の維持管理については、斐伊川水系の有する治水、利水、環境に関する多様な機能を継続的に維持することを目的に実施しますが、斐伊川水系の河川毎、区間毎の特徴を踏まえ、特に重点的に監視し、維持管理を行う事項を**(1)総合的な土砂管理 (2)地域特性に応じた河川管理施設の維持管理 (3)汽水環境の維持管理 (4)環境への影響把握 (5)水質事故への対応 (6)地域との連携 (7)地域と連携した被害最小化に向けた取り組み**と定め、維持管理の重点化、効率化を図ります。

また、特に宍道湖及び中海については、ラムサール条約登録湿地に認定される等、貴重な汽水環境であることから、治水、利水、環境の多角的観点から統合的な管理を目指します。

(1) 総合的な土砂管理

斐伊川水系において総合的な土砂管理を行うため土砂生産域から河口部まで水系一貫として、土砂動態の把握に努めます。継続的に河川の状況を適切に把握するために、各種のモニタリングを行い、その結果を分析して必要に応じて対策を検討・実施し、順応的な土砂管理を実施します。

① 土砂生産域・河道域

斐伊川本川及び支川の砂防施設等からの流出土砂量、土砂の粒度分布、河道形状の変化、ダム貯水池等の堆積土砂量等に対してモニタリングを実施し、状況の把握に努めます。

② 床止付近

床止等の横断構造物は、洪水時に構造物周辺の迂回流、落込み流の発生により堤防や高水敷の浸食、低水路の局所洗掘等が生じ、進行すると、堤防決壊につながるおそれがあります。伊萱床止下流では近年河床低下傾向が鈍化しつつありますが、日常及び洪水時における床止及び周辺護岸の変状や、構造物上流の土砂堆積、構造物下流の局所洗掘についてモニタリングにより状況を把握し、引き続き河川管理施設等への影響予測、監視を行い、必要に応じて対策を検討・実施します。

③ 河口部付近

河口部では、土砂堆積に伴う流下能力の低下に対処するため、継続的な河床掘削により河積を維持します。また、河口部はワカサギの繁殖や、水鳥のねぐらや休息場となっているため、河床掘削にあたっては生物の生息・繁殖環境に配慮して実施します。

④ 斐伊川放水路分流地点付近

放水路へ適切に洪水が分派されるよう河床管理を行うために、分流堰付近の河床の状況をモニタリングにより把握し、必要に応じて対策を検討・実施します。

⑤ 斐伊川放水路（神戸川）

分流堰直下に沈砂池を設置し、洪水時に斐伊川本川から斐伊川放水路及び神戸川に流入

する土砂の捕捉に努めます。洪水分派時の斐伊川本川からの流入土砂量や土砂の粒度分布、河道形状を継続的にモニタリングし、土砂動態の把握に努めるとともに、必要に応じて対策を検討・実施します。

⑥ 尾原ダム・志津見ダム

尾原ダム及び志津見ダムによる土砂動態の影響を把握するため、ダムへの堆砂状況、下流河道の河床材料及び河床形状の変化をモニタリングし、必要に応じて対策を検討・実施します。

(2) 地域特性に応じた河川管理施設の維持管理

① 斐伊川本川堤防の維持管理

堤防点検、河川巡視等を適切に行い、堤防の状態を常に把握できるよう努めます。また、堤体内の浸透水を速やかに排水するため設けられた裏石張り（ドレーン工）の状況等をモニタリングにより把握し、その機能を維持します。

② 湖部の河川管理施設の維持管理

波浪による護岸等の河川管理施設の損傷や、吹き寄せによる排水門の吐口付近への土砂堆積等について、平常時から施設の点検・調査による状態把握を行い、適切な対応を行います。また、塩害による発錆等を防止するため、定期的な塗装の塗替えや塩害を受けない材質への更新等を行い、施設の延命化を図ります。

さらに、宍道湖西岸や中海南岸の軟弱地盤においては、堤防の沈下量や、排水門の下部の空洞化現象をモニタリングにより把握し、得られた情報により評価を行い、必要に応じて対策を検討・実施します。

③ 新たな大規模施設の維持管理

現在建設中の尾原ダムや志津見ダム、分流堰がその機能を適切に発揮できるよう、ゲート設備や電気・通信設備等の日常的な点検・整備と計画的な維持補修を行います。点検や維持補修にあたっては、施設の延命化やコスト縮減の観点から効率化を図れるよう努めます。

また、特に、放水路分流地点付近においては、放水路へ適切に洪水が分派されるよう河床の管理を行います。

(3) 汽水環境の維持管理

洪水及び高潮対策、適正な利用の推進、自然環境及び水質の保全等の多面的な視点から総合的に汽水環境を管理するため、湖岸堤の整備及び河川管理施設の適正な維持管理を行うとともに、水質、底質、流動及び各種生物調査等のモニタリングを継続的に実施し、データの取得と蓄積を行います。また、湖沼で発生する諸現象を迅速かつ継続的に把握し、その結果を評価するとともに、発生機構の解明に努め、将来予測も踏まえて随時見直しを

行いながら、管理します。

(4) 環境への影響把握

尾原ダム及び志津見ダムの建設、斐伊川放水路事業、大橋川の河川整備による環境への影響を事業実施中だけでなく、事業実施後についても、専門家等の意見、助言を得ながらモニタリングを行い、必要に応じて対策を検討・実施する等環境保全に努めます。

(5) 水質事故への対応

斐伊川流域での油類や有害物質が河川へ流出する水質事故は、生息する魚類や生態系だけでなく、農業用水や上水といった水利用も含めて多大な影響を与えます。

水質事故が発生した場合にその被害を最小限に止めるためには、迅速で適切な対応が重要であり、水質汚濁防止連絡協議会等を積極的に活用し、水質汚濁防止の啓発や事故時の訓練等を行い、水質事故への迅速な対応等を図ります。

(6) 地域との連携

今後、河川整備にあわせ、地域との協働管理を働きかける等、地域と連携した河川管理を目指します。

地域との連携と協働を実現するために、治水、利水、環境に関する情報を地域と共有化できるよう、ホームページ等を活用して、斐伊川水系の河川整備状況や自然環境の現状等に関する情報を広く共有するとともに、意見交換の場づくりを図る等、関係機関や地域住民等との双方向のコミュニケーションを推進します。

また、治水、利水、環境それぞれの機能を十分発揮させるために地域住民の方々の行動が不可欠であることから、自助・共助・公助の地域社会の構築へ向けた支援の取り組みを行います。

治水については、洪水時の危険度レベルを地域住民が把握し、的確な判断や行動に繋がられるように、橋脚や水位観測所等に「はん濫危険水位」や「はん濫注意水位」等の水位情報を表示します。また、既に公表している浸水想定区域図に加え、沿川市町が作成する洪水ハザードマップの作成に関しては必要な情報の提供や作成支援を行います。さらに、水防演習等を地域と協働で実施し、平常時からの防災意識の向上を図ります。

利水については、雨量や河川水位、ダム貯水位・貯水量等のデータを提供し、節水意識の向上を図ります。

環境については、川や湖に対する関心が高まるように、生物調査等の河川環境学習等を通じて河川や湖沼に接する機会の提供、出前講座等による将来を担う子供たちへの環境教育の支援等を行います。

斐伊川水系では、地域と連携・協働した活動として、一斉清掃や水防演習、水生生物調査、ヨシ原や藻場の再生、アダプトプログラムによる清掃活動等が行われています。

5. 河川整備の実施に関する方針 ～河川維持の目的、種類及び施行の場所～

特に、ヨシ原や藻場の再生は、物質循環の観点から再生だけでなく、刈り取って持ち出すこと（系外搬出）が重要なことから、系外搬出活動についても地域と連携して推進します。

今後も引き続き、河川管理について地域との協働の体制を強化するための支援を行います。

(7) 地域と連携した被害最小化に向けた取り組み

洪水被害の最小化に向け、河川整備とあわせ、地域づくりと一体となった治水対策に取り組めます。避難地や避難路の確保、流域における雨水貯留・浸透機能の確保等の流出抑制対策について、関係自治体と連携し推進します。浸水が想定される地域について、想定される浸水深、範囲等の情報を提供するとともに、地域と連携して、被害に遭いにくい土地利用・住まい方への転換を検討する等、都市計画等のまちづくりと連動した被害最小化策に取り組めます。

5.2.2 その他の河川の維持管理に関する事項

前項における斐伊川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項だけでなく、斐伊川水系の有する治水、利水、環境に関する多様な機能を維持管理するために、次に掲げる事項を継続して実施します。

(1) 河川情報の収集・提供

適切な河川管理や迅速な水防活動を実施するためには、各種の河川情報の収集・提供が必要です。このため、水文・水質等、河川管理に資する情報及び河川水辺の国勢調査等により河川環境に関する情報を適切に収集します。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化を進めます。

また、洪水時等においては、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位情報、画像情報等の河川情報を迅速に収集します。今後も斐伊川放水路及び神戸川を中心に光ケーブルと河川監視カメラの整備を継続的にを行います。

さらに、河川整備にあたっては必要に応じて事前・事後調査を実施し、その影響の把握に努め、調査、研究成果等の保存・蓄積を図ります。収集整理した河川情報については、データベース化を図り、光ファイバー網やインターネット等の情報通信網を用いて関係機関や住民に幅広く提供し情報の共有に努めることによって、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用することができます。

(2) 河川巡視

5. 河川整備の実施に関する方針 ～河川維持の目的、種類及び施行の場所～

河川巡視は、治水、利水、環境の観点から現地の状況を把握するもので、河川管理において重要な役割を持ち、主要な情報源として欠かせないものです。

平常時には河川管理施設の点検、不法行為、動植物の生息・生育状況等の監視を行います。また、洪水や地震等の災害発生時及び水質事故等の河川に異常が発生した場合は、河川管理施設及び堤防周辺の状況や異常発生の有無を把握するため、迅速かつ的確な河川巡視を行います。さらに、渇水時には瀬切れ等の発生状況を把握し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。

(3) 堤防の点検・堤防(護岸)の維持管理

亀裂・陥没・堤防斜面の崩れなどの異常を早期に発見し、堤防の機能が常に維持されるよう堤防の除草を行います。

堤防や護岸の状態を常に把握するため、平常時、洪水時等において巡視や点検を実施します。巡視や点検にあたっては、重要水防箇所等を中心に継続監視し、堤防及び護岸等の施設に破損等の異常が認められた場合には、速やかに補修を行います。これらの巡視や点検の結果は河川カルテに記入することで、以後のモニタリングに役立てます。

(4) 堰、排水門、排水ポンプ場等の維持管理

堰、排水門、排水ポンプ場等の河川管理施設が、求められる機能を適切に発揮できるよう、平常時における河川巡視や点検等で状態把握に努めます。

また、これまでの施設整備や本計画における新たな施設整備により、河川管理施設数が増加し、今後老朽化した施設の増加も考えられることから、各施設に求める機能を勘案の上、耐用年数の経過による施設の更新だけでなく、劣化度診断等による部品の交換等により施設の延命化を図りコスト縮減に努めます。

河川管理者以外の管理する許可工作物についても、治水上支障をきたすことのないよう状態を監視し、施設管理者と河川の状況等の情報共有を図るとともに、許可工作物の管理者に対して適切な指導を行います。

(5) 河道の維持管理

① 河道内樹木の維持管理

河道内に樹木が繁茂した場合、洪水流下時の支障となるおそれがあります。

これらの河道内樹木群は、鳥類のねぐらや休息場として重要な役割を持っているため、専門家等の助言・指導等を得ながら、鳥類等の生息・生育・繁殖環境に配慮し、流下能力が不足する箇所について樹木伐開を実施します。生長速度の早いオオタチヤナギは撤去作業が容易な幼木のうちに処理し、維持管理の効率化・コスト縮減を図ります。

② 河道形状の把握と堆積土砂の撤去

5. 河川整備の実施に関する方針 ～河川維持の目的、種類及び施行の場所～

河道の形状は、洪水や時間の経過とともに変化することから、縦横断測量や平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影等によって、河床及び堤防の経年的な形状の変化、樹木の繁茂状況、砂州や滞筋の状況等の把握を行います。また、河道を管理する上で、河道の特性を把握することが重要であることから、河床材料の調査や瀬、淵の状況調査を実施します。

これらの調査により把握した情報を基に、流下能力の評価や占用許認可、保全すべき区域の設定等を行います。

また、土砂の堆積によって、流下能力の低下が確認された箇所については、必要な河道断面を確保するため堆積土砂の撤去を実施します。

なお、斐伊川水系内において、砂利採取認可（砂利採取法第十六条）の申請があった場合は、適切に必要性を審査し許認可を行います。このため、本計画で実施される河川整備とは別途、河道内の砂利採取が実施されることがあります。

(6) 危機管理体制の整備

① 災害時の巡視体制

洪水時において、河川管理施設や許可工作物、河道内の異常を早期に発見し、迅速な水防活動等や緊急復旧活動が実施できるよう、河川巡視を行います。

また、大規模な地震発生時には、あらかじめ定められた情報連絡体制、河川管理施設等の点検体制及び点検方法に基づき、迅速な巡視・点検を行い、被害等の把握に努めるとともに、施設の損壊による二次的被害の発生の防止・軽減に努めます。

② 河川管理施設の操作等

洪水時において、雨量、河川の水位、流量等を的確に把握し、操作規則に基づき、排水ポンプ場、排水門等の河川管理施設の適正な操作を行います。

尾原ダム及び志津見ダム、並びに斐伊川放水路分流堰では、今後の運用開始に向け、適正な操作ができるよう操作規則等を定めます。

また、内水被害が発生した地区については、関係自治体からの要請等により排水ポンプ車を機動的に運用し、迅速かつ円滑に内水被害を軽減するよう努めます。

③ 放流警報等

洪水時にダムから放流を行う場合や、斐伊川放水路へ洪水の分流を行う場合には、放流等による影響のある区間に対し、巡視による警告やスピーカー、サイレン等により事前に警報を行うとともに、放流警報時の意味するところについては平常時から周知を図る等、河川利用者等の安全の確保に努めます。

④ 緊急用資機材

洪水、地震、水質事故等による被害の拡大防止のため、緊急用資機材を備蓄します。また、定期的に資機材の保管状況を把握し、適切に資機材を管理します。

⑤ 洪水予報、水位到達情報、水防警報

5. 河川整備の実施に関する方針 ～河川維持の目的、種類及び施行の場所～

雨量、水位、洪水予測等の情報をもとにして、各種河川情報を発表・通知します。

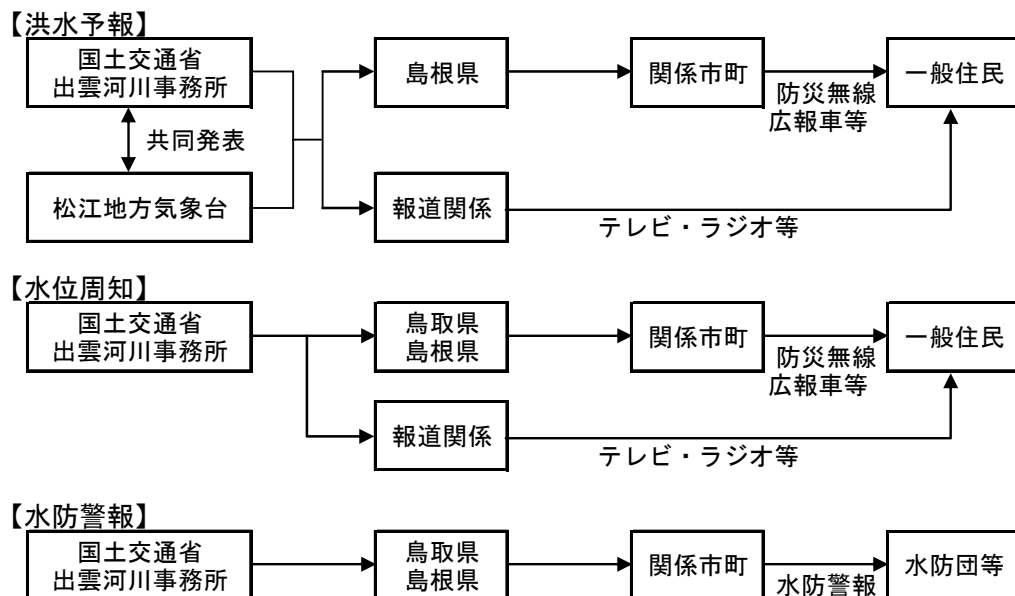
国管理区間のうち、「洪水予報河川」である斐伊川本川では、気象庁と共同で洪水予報を発表し、関係機関へ必要な情報の伝達を行い、水害に対する種々の準備を促します。また、「水位周知河川」である宍道湖・大橋川・中海・境水道及び神戸川では、避難判断水位の到達情報を発表し、関係機関に必要な情報の伝達を行い円滑な避難措置の支援を行います。

斐伊川本川・宍道湖・大橋川・中海・境水道及び神戸川では、水防活動の指針となる水防警報を発表し、関係機関へ必要な情報を伝達し、効率的かつ適切な水防活動の支援を行います。

また、出水期前には関係機関との情報伝達訓練、重要水防箇所の合同巡視、水防連絡協議会等を行い、防災・減災活動の支援を行います。なお、工事中における豪雨等への対策として、工事実施箇所等を水防連絡協議会で示す等、水防団等への周知を図ります。

さらに、地域住民が自らはん濫の危険性を認識できるよう、量水標の設置、橋脚等へのはん濫危険水位等の水位表示を行います。

神戸川については、斐伊川放水路事業の完了後、速やかに洪水予報河川の指定が行えるよう、今後必要な検討を行います。



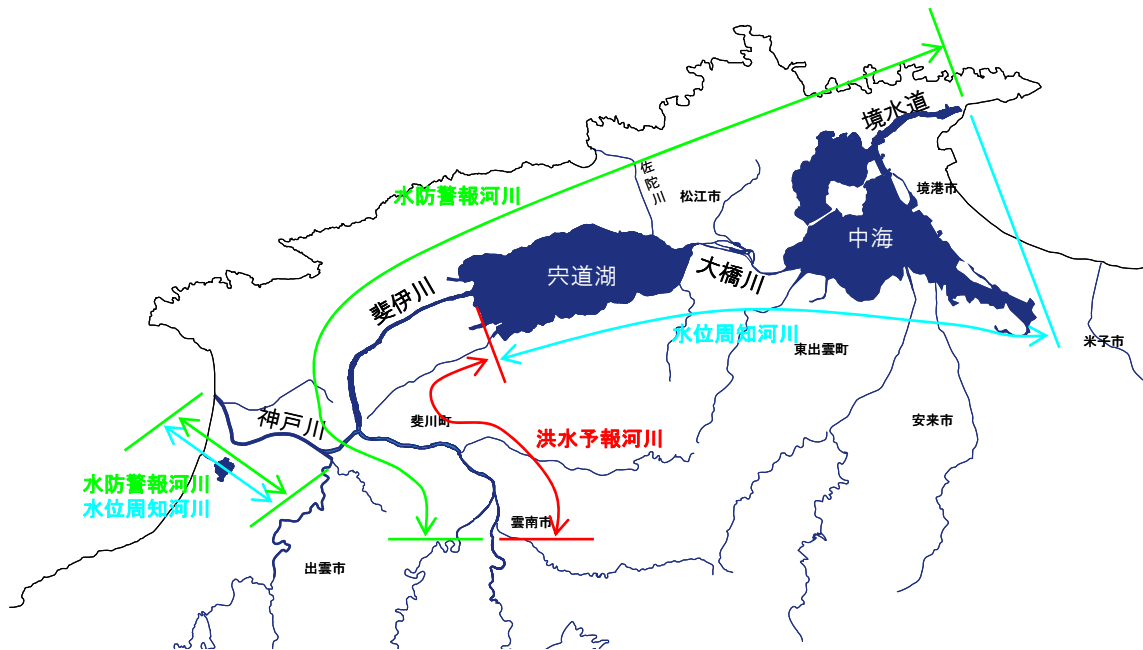


図 5-29 洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川

⑥ 洪水ハザードマップの作成支援

洪水ハザードマップは、国が管理する洪水予報区間及び水位周知区間の沿川の全市町において、作成・公表されています。

今後も洪水ハザードマップの作成及び見直し並びに普及に関する技術的支援を継続して行うとともに、地域住民、学校、企業等が防災に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動をとれるよう、洪水ハザードマップを活用した防災訓練、防災計画検討等の取り組みに対し必要な支援・協力を行います。

また、洪水ハザードマップの基盤となる浸水想定区域図については、治水事業の進捗状況や浸水想定区域内の土地利用状況が大きく変化した場合に見直しを行います。

さらに、日常から洪水に対する意識を高め、洪水時のスムーズな避難活動に資するために、浸水深や避難所等、洪水に関する情報を洪水関連標識として、生活空間である「まちなか」に表示する「まるとまちごとハザードマップ」を関係自治体と協力して推進します。

⑦ 災害情報普及支援室

一般市民への洪水情報等の提供の充実を図るため、県及び市町への支援体制を強化することを目的として、平成 17 年 1 月から出雲河川事務所に「災害情報普及支援室」を設置しています。今後もハザードマップ作成の技術的支援や災害情報協議会の運営、災害ポテンシャル情報に関する普及・啓発活動等を継続して行います。

⑧ ホットラインによる情報提供

沿川の住民等の生命、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合、避難勧告等の決定権者である地元自治体の首長へ流域内の雨量や河川水位、河川管理施設の状態といった災害時に伝えるべき情報が正確に伝わる体制（ホットライン）を確保し、これにより速やかに情報提供を行います。

(7) 災害復旧

洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、被害の拡大を防ぐため、速やかに復旧対策を行います。

また、大規模災害時には情報通信網や交通網が寸断され、情報収集等に当たる人員の不足が予想されることから、河川管理施設の応急復旧方法等に関する豊富な経験とノウハウを持つ防災エキスパートや災害時協力会社等と連携して、被害の最小化が図れるよう、迅速な情報収集や復旧対策を行います。

(8) 渇水への対応

渇水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与えます。また、河川の流量が減少すると、魚類を始めとする動植物の生息・生育・繁殖環境にも影響が及ぶ可能性があります。

このため、「斐伊川渇水対策連絡協議会」の活用等により、情報を共有し、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実に努めます。また、渇水調整の円滑化のために関係機関への働きかけや利水者間の調整を図るとともに、地元自治体が行う地域住民に対する水の再利用や節水等の呼びかけへの協力等、流域全体での取り組みに努めます。

(9) 河川環境のモニタリング

斐伊川水系は、流域内に宍道湖及び中海という全国的にもまれな連結汽水湖を抱えることから、多様な動植物が生息・生育・繁殖しており、良好な河川環境を有しています。

これらの良好な河川環境を保全するために、河川環境のモニタリングとして河川巡視や河川水辺の国勢調査、その他の環境調査を行い、情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家等の助言・指導を得ながら、機動的に動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・改善を図ります。

① 河川水辺の国勢調査

斐伊川水系の動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて、河川水辺の国勢調査を継続的に実施します。

表 5-10 河川水辺の国勢調査の実施頻度（国管理区間）

調査項目	標準頻度	備考
魚類、底生生物、植物	5 年に 1 回	
植物相、鳥類、 両生類、は虫類、 哺乳類、陸上昆虫類	10 年に 1 回	植物相調査にあわせて植生、外来種 及び鳥類の繁殖場調査を実施

② 河川環境情報図の作成

河川水辺の国勢調査等の情報をもとに河川環境情報図を適宜、追加・更新していくことで、河川環境に関する情報を把握するとともに、河川整備を実施する際の環境に対する影響を検討するための基本データとして活用します。

③ 外来種対策

河川固有の自然と生物多様性の保全のために外来種対策を行います。

外来種対策の実施にあたっては、河川工事等における外来生物の導入や持ち出しの防止に努めるほか、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき国土交通大臣が主務大臣等として防除の公示を行った陸生植物5種（オオキンケイギク、オオハンゴウソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ）については、河川管理行為（除草、運搬）を適切に実施するとともに、河川水辺の国勢調査により分布等のモニタリングを行います。

(10) 河川・水辺空間の管理

① 河川・水辺空間の保全

斐伊川水系の河川・水辺空間は、地域の憩いの場として親しまれていることから、河川毎、区間毎の特性及び地域のニーズを踏まえ、潤いと安らぎのある河川空間の保全に努めます。特に空間利用の多い箇所では、親水護岸等の河川管理施設について、安全利用点検等を実施し、利用者の安全確保に努めます。

また、河川・水辺空間の利用に対する要望の把握は、「川の通信簿調査」や「河川空間利用実態調査」等により行います。これにより、利用状況を把握、分析、評価し、空間利用の促進について、関係自治体等と連携し、取り組みます。

また、河川・水辺空間の周辺に存在する歴史的・文化的施設や公園等を有機的に結び、美しい河川景観、情緒豊かな水辺に親しめるネットワークの形成に努めます。

神戸川では、河川敷等の利用について、地域と連携・調整を図ります。

尾原ダム及び志津見ダムでは、地域や地元自治体と共同し、ダム湖を活用した環境整備を行うとともに、ダム水源地域ビジョンを策定し、地域の活性化や流域連携、住民参加による地域づくり等についても積極的に推進します。また、尾原ダムにおいては、周辺整備

の計画として、平成17年に一尾原ダム「地域に開かれたダム整備計画」が策定され、現在はこの整備計画に基づき関係機関と連携しつつ、整備を行っているところであり、今後もこの整備計画に基づき、整備を積極的に推進します。

なお、良好な河川・水辺空間を保全するためには、占用地の維持管理が適切に行われることが必要であり、その占有者に対しては安全面での管理体制、緊急時における通報連絡体制の確立等、適正な指導を行います。

河川敷地及び水面の無許可又は許可基準に反する工作物、大規模な捨土、盛土や掘削、不法繋留等は、洪水の疎通の妨げとなったり、河川管理施設へ悪影響を与える場合があります。

これら不法行為の発見・是正措置のため、日常的な巡視等による監視を行います。また、関係自治体・警察・自治会等と日頃より連携を図り、是正措置を講じ、不法行為の防止に努めます。

昭和53年から始められた「斐伊川一斉清掃」等の河川美化活動を実施するとともに、それらを通じてゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行います。その他に、斐伊川水系では、アダプトプログラムの活動等を積極的に支援し「きれいな川や湖を取り戻そう」と継続的に清掃・美化活動を進めています。

廃棄物の不法投棄に対しては、地域社会と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化や河川監視カメラの活用により状況を把握し、悪質な行為について関係機関への通報等適切な対策を講じます。また、「斐伊川ゴミマップ」による地域住民の方への啓発を引き続き行います。



図 5-30 斐伊川ゴミマップ（平成 20 年度版）